

福島工業高等専門学校いじめ対策委員会規則

(令和8年2月3日)

(規則第20号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福島工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（以下「基本計画」という。）第6条第1項の規定に基づき置かれる「福島工業高等専門学校いじめ対策委員会」（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 基本計画に関する事項
- 二 いじめの未然防止に関する事項
- 三 いじめの早期発見に関する事項
- 四 いじめ事案への対処及び再発防止等に関する事項
- 五 いじめ対策に関する評価・検証等に関する事項
- 六 その他いじめ対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
 - 二 副校長（リスク対策担当）
 - 三 教務主事
 - 四 学生主事
 - 五 寮務主事
 - 六 学生保健センター長
 - 七 学生副主事のうち、校長が指名した者 1名
 - 八 看護師
 - 九 スクールソーシャルワーカー
 - 十 事務部長
 - 十一 総務課長
 - 十二 学生課長
 - 十三 その他校長が必要と認めた者
- 2 前項第十三号に定める委員については、事案ごとに校長が指名する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、第3条第1項第2号及び第4号の委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に、次に掲げる部会を置く。

一 対策部会

二 調査部会

(対策部会)

第8条 対策部会は、いじめの未然防止、いじめの早期発見及び教職員の資質向上に関する事項の企画・調整並びにいじめ対策に関する取組の評価・検証等を行う。

2 対策部会は、次の各号に掲げる部員をもって組織する。

一 副校長(リスク対策担当)

二 学生主事

三 学生保健センター長

四 学年主任

五 学生副主事及び寮務副主事のうち、校長が指名した者 各1名

六 学生課長

七 その他委員長が必要と認めた者

3 対策部会に部会長を置く。

4 部会長は、第2項第1号の部員をもって充てる。

5 部会長が必要と認めたときは、部員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(調査部会)

第9条 調査部会は、いじめ事案が発生した場合、当該事案に係る事実関係等の調査を行うとともに、再発防止策並びに学生及び保護者等への支援又は指導等に関する事項の検討等を行う。

2 調査対策部会は、次の各号に掲げる部員をもって組織する。

一 学生主事

二 学生保健センター長

三 学生副主事及び寮務副主事のうち、校長が指名した者 各1名

四 学生保健センター副センター長

五 看護師

六 スクールソーシャルワーカー

七 学生課長

八 その他委員長が必要と認めた者

3 調査部会に部会長を置く。

4 部会長は、第2項第1号の部員をもって充てる。

5 部会長が必要と認めたときは、部員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。
(外部専門家等との連携)

第 10 条 委員会及び部会は、本校の教職員のほか、必要に応じて、心理や福祉等の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家との連携を図り、事態に対処する。
(庶務)

第 11 条 委員会に関する庶務は、学生課が処理する。
(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 福島工業高等専門学校いじめ対策委員会設置要項(令和 2 年 7 月 7 日校長裁定)は、廃止する。